

昭和期における大縮尺地図としての 火災保険特殊地図の特色とその利用

牛 垣 雄 矢

- I. はじめに
- II. 火災保険特殊地図の概要
- III. 火災保険特殊地図の図式
 - (1) 対象地域・縮尺・方位
 - (2) 地図記号
- IV. 火災保険特殊地図を用いた市街地復元の可能性
 - (1) 密集市街地の復元
 - (2) 歴史的町並の復元
 - (3) 建物用途の復元
- V. 火災保険特殊地図を用いた市街地復元の事例
 - (1) 戦前分の事例
 - (2) 戦後分の事例
- VI. おわりに

I. はじめに

これまで、民間会社や個人が作製した地図は、近代の歴史地理学的研究の資料として使用されることが少なかったが、近年はその資料的価値を見直す作業が試みられている。中西¹⁾は千葉県における民間地図を分類し、その中の平面図のうち一般図を対象として地図記号項目を検討している。山根²⁾は金沢と富山における大縮尺の民間地図について、製版法、発行・作成者、価格、尺度の特徴、構図、方位、空間表現の方法などから、近代における民間地図の意義について検討してい

る。岡島³⁾は神奈川県における商工地図の所在や様式を検討したうえでこれを用いて商業地の復元を試みている。関戸⁴⁾は伊香保温泉を記載した鳥瞰図やガイドブックについて、これらが作製された時代の景観を復元する際の有効性について検討している。品田⁵⁾は民間地図を用いた油田景観復元の可能性について検討している。乙部⁶⁾は、横浜における地図や絵図などの民間図について、表現内容の変遷と、その変容の契機について検討している。

本稿で検討する火災保険特殊地図も民間会社によって作製されたものである。火災保険特殊地図はII以降で論じる通り、第二次世界大戦以前やその後（以下「戦前」および「戦後」とする）間もない時期における数少ない大縮尺地図であるにも関わらず⁷⁾、これまで存在自体があまり知られていなかった。管見の限り火災保険特殊地図を用いたこれまでの研究成果は、江戸東京博物館⁸⁾による同館常設展示のためのヤミ市模型の復元、東京都中央区立京橋図書館⁹⁾による昭和10年前後における月島地区の商業地の復元、波多野ほか¹⁰⁾による江戸期の組屋敷跡地における街割の変遷に関する分析のみであり、ごくわずかである。また、これらはすべて東京を対象とした研究成果であり、地方都市を対象とした研究は見る事が出来ない。歴史地理学の分野で火災保険特殊地図を用いた研究も多いと

はいえ、管見の限り、山田¹¹⁾により一部が紹介されているのみである。

中西¹²⁾が指摘している通り、民間の会社や個人によって作製された地図は、不正確かつ雑多な内容であるために価値が低いと認識されていたが、これらの地図の中には官製地図とは異なる情報を有するものもあり、新たな地理学的研究を切り開く可能性を秘めている。そのためには、不正確・雑多といった問題点を含めた資料の吟味が不可欠であろう。

そこで本稿では、戦前および戦後間もない時期における市街地の実態を詳細に復元する可能性のある火災保険特殊地図について、作製の背景・経緯や記載内容を検討する。これに加えて東京の神楽坂地区を対象として市街地の復元を試みることにより、火災保険特殊地図の歴史地理学的資料としての有効性について考察する。なお、ⅡとⅢの内容は、断りのない限りにおいては、2004年の9月・12月と2005年3月・4月に火災保険特殊地図を作製し保有している都市整図社に対して行ったヒアリングの結果と、火災保険特殊地図の作製者が同図の作製の手順や作製・所蔵に関するさまざまな苦労などを記した同社保有の資料を参考としている。

Ⅱ. 火災保険特殊地図の概要

火災保険特殊地図について、戦前分の事例を図1に、戦後分の事例を図2に、凡例を図3に示す¹³⁾。

火災保険特殊地図は、名前の通り火災保険会社からの依頼によって作製されたものであり、記載されている情報も火災保険会社に提供する意味のある情報が中心となっている。

作製者は1928年に都市整図社の前身である地図研究社¹⁴⁾を設立し、火災保険特殊地図の作製を始めている。火災保険特殊地図の作製は、製図等は会社の社員数名で行ったが、現地における測量は作製者と同僚の社員数名でほとんどを行ったと言われている。また、

東京都立中央図書館所蔵の『火災保険特殊地図索引』には、戦前における東京の火災保険特殊地図一枚一枚に対して発行者が記されているが、これによると発行者が作製者の氏名か地図研究社のどちらかの名称で記されており、この点からも火災保険特殊地図がほぼ個人単位で作製されたことをうかがうことができる。

火災保険特殊地図の作製には、公図と土地台帳を利用している。区役所などでこれらを美濃紙へ写してプラニメーターで縮図し¹⁵⁾、対象地域での目視調査により原図を作製してオイルペーパーに製図し完成品としている。

火災保険特殊地図は火災保険会社に提供するという目的から、東京の場合は日本橋・京橋・下谷・浅草・芝・新宿などの繁華街から作製し、一つの区が完成するごとに区ごとにまとめて当時の保険会社へ青焼きコピー版を納入したとされている。Ⅲ(1)で示している表1によると、東京の戦前分における火災保険特殊地図の区ごとの作製時期は必ずしも繁華街のある区の作製時期が早いわけではないが、このような記述から、火災保険特殊地図が繁華街を重要な対象としていたことが分かる。

都市整図社は現在は渋谷区に、それ以前は港区に事務所があり、第二次世界大戦中（以下「大戦中」とする）の時期の所在地は不明であるが、大戦中は地下の防空壕か作製者夫妻の実家である高崎や土浦などで火災保険特殊地図を保管していた。憲兵隊にリヤカー2台分ほどの火災保険特殊地図を没収されることもあるなど、大戦中にはほぼ個人的規模の会社がこのように大縮尺地図を多数残してきた過程には多くの努力があったと推察される。

火災保険特殊地図は作製当時から大々的な広告・販売は考えず今日に至っているために、Ⅰで記した通りこれまで火災保険特殊地図を用いた研究成果は東京においてもごくわずかであり、地方都市に関してはまったく見

神楽町三丁目

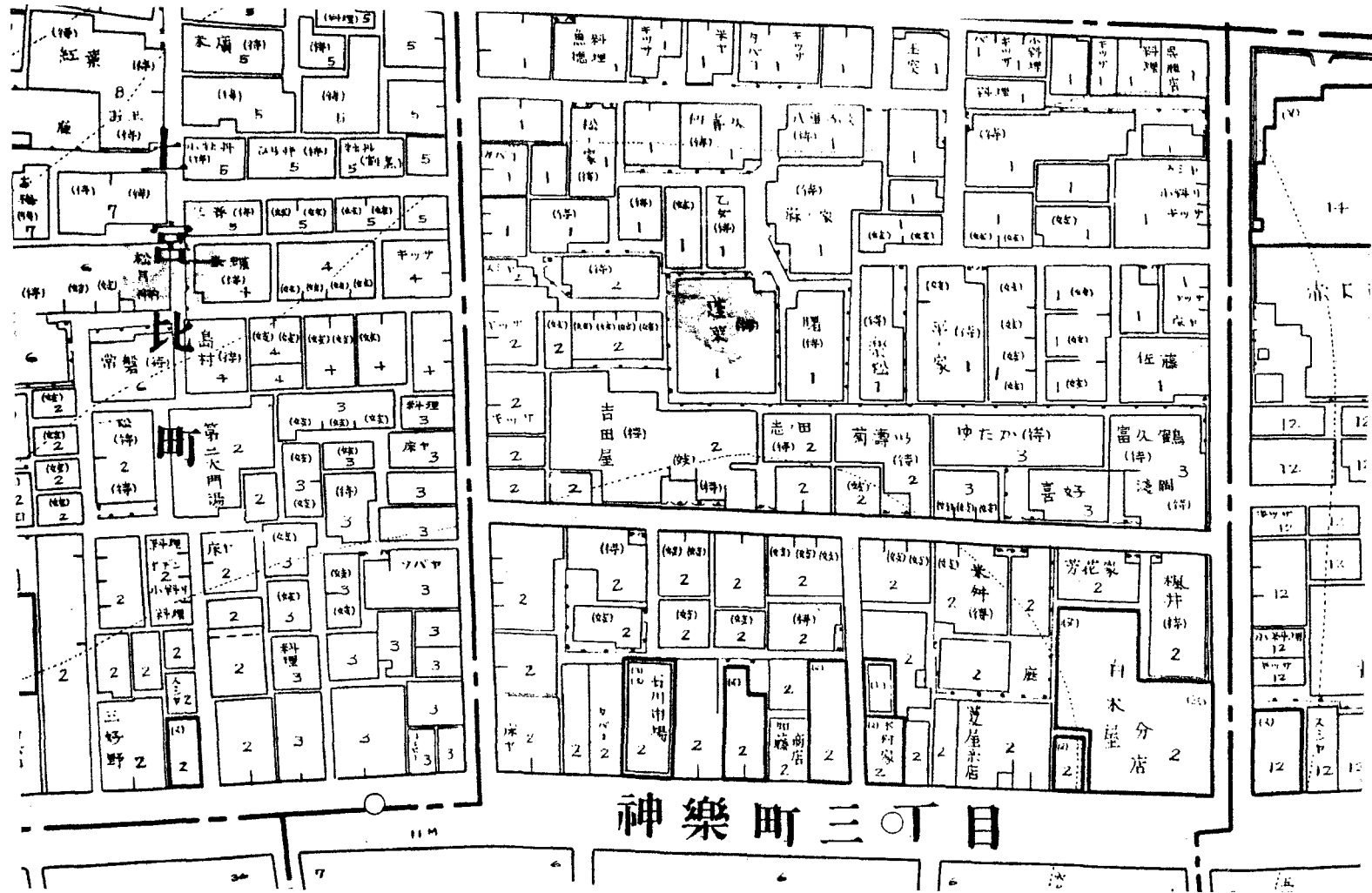


図1 戦前分の火災保険特殊地図の事例 (原寸)

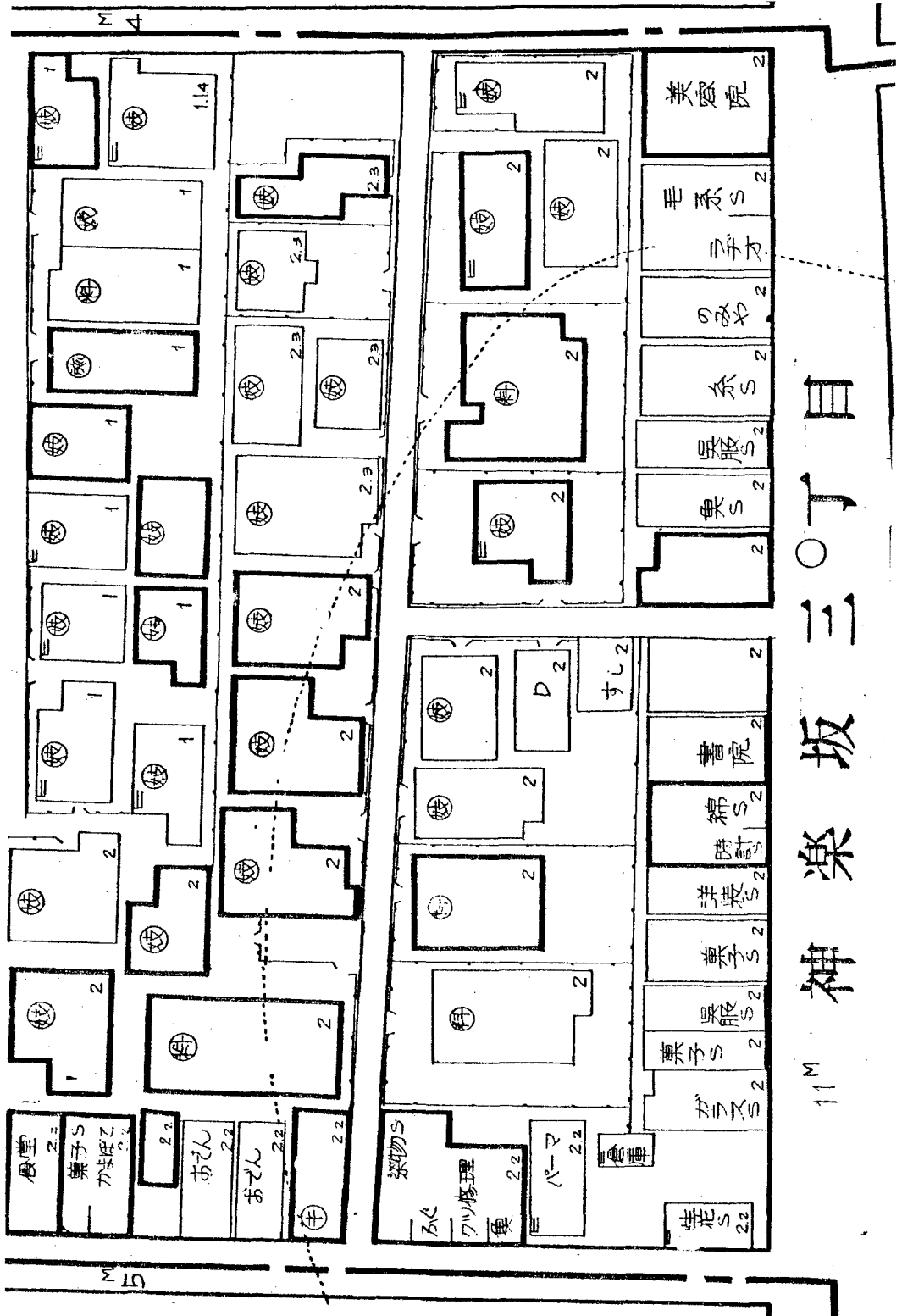


図2 戦後分の火災保険特殊地区の事例 (原寸)

(個人情報保護の観点から個別名称を部分的に削除した。実際には、商店名や氏名が記されている。)

FIRE MAP 特殊記号									
	耐火建造物 (コンクリート造入陸)		火ノ見櫓		軌道	尺	神社	食	堂
	耐火建造物 (レンガ造五階)		不燃質塀 (コンクリートレンガ)		高架線	ㄩ	佛閣	㊦	カフエー
	防火建造物 (ラテス張り)		板塀		都電及停留所	十	教会	㊦	喫茶店
	防火建造物 (土壁造)		トタン塀		バス停留所	ㄩ	銀行	㊦	特殊喫茶店
	木造可燃質葺		生垣		鉄橋	㊦	郵便局	市	市場
	木造瓦葺 (平葺)		土手		コンクリート橋	㊦	ホスト	㊦	浴場
	木造スレート葺		石垣		木橋	⊗	警察署	工	工場
	木造瓦葺 (瓦記二階建)		コンクリート土手		土橋	×	文番	倉	倉庫
	葺葺屋根		石段		庭園	⊙	消防署	自	自動車庫
	木造長屋 (一棟四戸造)		標高線		水田	⊙	消防派出所	木	木五所
3	改正番地(親番)		市区界	二	畑地	㊦	公衆電話	セ	セルロイド工場
5	改正番地(子番)		町村界		草地	㊦	劇場	㊦	ゴム工場
1234	地番		町丁目界		樹林(疎葉)	映	映画館		商業繁華地域
D	住宅		地番界		樹林(潤葉)	寄	寄席		商業普通地域
S	商店		地番地番界		竹林	施	旅館ホテル		歓楽地域
K.K	株式会社		道路巾員		墓地	料	料理家		工場地域
S.K	商会		河川		市区所	映	芸妓置家		公共建物地域
O.F	事務所		貯水池沼		町村役場	㊦	中華料理		住宅地域(A)
○	消火栓		鉄道		学校	特	待合		住宅地域(B)
㊦	火災報知機		鉄道復線		病院	寄	貨幣		

図3 火災保険特殊地図の凡例 (原寸より65%縮小)

株式会社 都市整図社

られない。現在は東京分に関してでは東京都内の主要な図書館へ提供もしくは販売しており、特に広尾の東京都立中央図書館には東京

分における戦前・戦後分の火災保険特殊地図は都市整図社が現在保有している分に関しては全て所蔵している¹⁹⁾。そのため、東京分に

関しては火災保険特殊地図の存在が知られ始めているものの、東京以外の市・町の分に関しては同社以外において目にする機会がほとんどない状況にある¹⁷⁾。火災保険特殊地図の作製の背景や方法などについて同社が聞かれたことはこれまでにないということから、火災保険特殊地図の作製の背景や方法などはこれまで知られることがなく、東京以外の市・町の分に関しては、その存在自体が知られていないといえるであろう。同社のホームページでも火災保険特殊地図については説明がなく、個別の対応によって希望の地区に関する火災保険特殊地図の有無の確認や購入の手続きを行うことになっている。火災保険特殊地図は、種類に関係なく一枚1,200円で購入することができる。

Ⅲ. 火災保険特殊地図の図式

(1) 対象地域・縮尺・方位

火災保険特殊地図が存在する地区として、東京のうち戦前分は表1、戦後分は表2に、東京以外の市・町の分については表3に示した。

まず表1によると、東京における戦前分の火災保険特殊地図は、現在の東京23区にほぼ一致する旧35区の範囲を対象としているが、一部の区では存在しないかごく少数な場合もある。旧東京市の区域外では、成蹊学園・武蔵野・吉祥寺・井之頭の各方面には例外的に存在している。縮尺は一部を除いて1,000分の1となっている¹⁸⁾。

表2によると東京における戦後分の火災保険特殊地図は、現在の東京23区の範囲を対象としており戦前分とほぼ一致している。しかし、世田谷区・中野区・足立区・江戸川区・板橋区・練馬区・中野区・葛飾区といった一部の郊外の区には現存していない。縮尺は一部を除いて600分の1である¹⁹⁾。

このように、表1や表2の現存する地図の枚数のみの表記からは火災保険特殊地図の描

表1 戦前分の火災保険特殊地図が存在する東京の区・市部とその枚数

地区名	作製年	枚数
成蹊学園方面	1936年	20
武蔵野方面	1936年	16
吉祥寺方面	1936・37年	18
井之頭方面	1936年	20
淀橋区	1938・39年	92
四谷区	1936・37・40年	30
目黒区	—	—
向島区	1939年	20
本所区	1933-35年	48
本郷区	1934・35年	55
深川区	1934・36年	74
日本橋区	1932-36年	28
中野区	1933-35・37年	52
豊島区	1935-37年	90
瀧野川区	—	—
世田谷区	1933年	8
杉並区	1936・37・39・40年	80
城東区	—	—
渋谷区	1937年	14
芝区	1932・34-36年	84
品川区	1936-38年	103
下谷区	1935年	52
小石川区	1936・37年	58
麹町区	1934・35年	54
京橋区	1928年	40
神田区	1940年	41
蒲田区	1935年	28
葛飾区	1936年	32
大森区	1938年	63
王子区	—	—
荏原区	—	—
江戸川区	—	—
麻布区	1937年	20
板橋区	1934・35年	7
牛込区	1937年	42
荒川区	1939年	53
足立区	1934年	28
浅草区	—	—
赤坂区	1934-37年	31

縮尺は全て1,000分の1である。
東京都立中央図書館所蔵『火災保険特殊地図索引』より作成した。ただし、ここで記されている750分の1という縮尺は原図版を示しており、実際の火災保険特殊地図は1,000分の1で描かれているため、実際の縮尺に従うことにした。市区名の順序は同資料に記されている通りとする。
他に同一地区の地図が1・2枚存在する地区が部分的にあるがこれを除外した。

—は同資料に記入がない箇所とする。
下谷区には新吉原、下谷共集組合、新聞販売組合、新聞販売協会の名称が書かれた地図が存在するが、これは除外した。

かれた正確な位置を把握することは困難である。しかしながら、東京のかなり広い範囲を

表2 戦後分の火災保険特殊地図が存在する東京区部とその枚数

No.	地区名	作製年	枚数
1	千代田区	1948-55年	291
2	中央区	1947-58・60年	363
3	港区	1950・53-57年	238
4	新宿区	1949・51・52・54-58年	261
5	文京区	1951-54年	203
6	台東区	1950-53・55・58年	399
7	墨田区	1952・53年	330
8	江東区	1952-55・59年	352
9	品川区	1951-54・59年	223
10	目黒区	1952年	25
11	大田区	1952・53・59年	159
12	世田谷区	—	—
13	渋谷区	1949・51・55-58年	90
14	中野区	—	—
15	杉並区	1949・52-54・59年	159
16	豊島区	1954・58年	89
17	北区	1951-53年	51
18	荒川区	1952年	153
19	板橋区	—	—
20	練馬区	—	—
21	足立区	—	—
22	葛飾区	—	—
23	江戸川区	—	—

縮尺は全て600分の1である。

千代田区以下江東区までは、東京都立中央図書館所蔵の火災保険特殊地図を一枚一枚確認して区ごとに枚数と作製年をまとめた。品川区以下荒川区までは、東京都立中央図書館による分冊のうち、各区[1]内所収の「方面別収録範囲」より作成した。他に同一地区の地図が1・2枚存在する地区が部分的にあるがこれを除外した。

大田区には他に「蒲田町家入地図」が、台東区には日本損害保険協会東京地方委員会「台東区新興市場地図」が存在するがこれは除外した。

—は同資料が存在しない箇所とする。

地図表示可能であることは間違いない。個人的規模の会社がこのような大量の地図を大戦中に保有し現在に残っているのは珍しい事例といえる。この貴重な地図である戦前分・戦後分の火災保険特殊地図は、より正確な実測によって作成された1967年の3,000分の1地形図とそれぞれ重ね合わせるとズレが生じており、地図の距離に関する情報に多少の歪みが生じていることが分かる。そのため使用する際には注意が必要である。

表3によると²⁰⁾、東京以外の市・町における火災保険特殊地図は、戦前に作製されたのが5市、戦後に作製されたのが8市町、不明

表3 火災保険特殊地図が存在する東京以外の市・町とその枚数

市・町名	県名	作製年	縮尺	枚数
桐生市	群馬	1936年	1/1000	15
高崎市	群馬	—	1/600	90
土浦市	茨城	1941年	1/600	9
石岡市	茨城	1951年	—	15
千葉市	千葉	—	1/600	7
大宮市	埼玉	1955年	—	3
川口町	埼玉	1952年	—	59
横浜市	神奈川	1951-54年	1/600	106
川崎市	神奈川	1934年	1/600	17
熱海市	静岡	1939年	1/600	7
伊東市	静岡	—	1/600	13
岡谷市	長野	1940年	—	68
上松町	長野	1955年	1/600	—
新潟市	新潟	—	1/600	7
新潟田市	新潟	—	1/600	8
京都市	京都	1954年	—	38
大阪市	大阪	1954年	—	35
西宮市	兵庫	1956年	—	6

都市整図社保有の資料より作成した。市・町の順序は同資料と同じとする。

—は同資料に記入がない箇所とする。

が5市である。縮尺は桐生市が1,000分の1であるほかは全て600分の1であり、東京における戦後分の火災保険特殊地図と同様の縮尺となっている。対象となっているのは、神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・茨城県といった関東地方と静岡県・長野県・新潟県といった関東に近い各県の一部の市・町、それに大都市である京都市・大阪市・西宮市である。これらの市・町の選択理由は、繁華街のある大都市や作製者夫妻の実家である高崎市や土浦市などを優先にしたということだが、詳細については不明である。表2および表3により縮尺の等しい東京における戦後分の火災保険特殊地図と枚数を比較すると、表3に示した東京以外の市・町における火災保険特殊地図の枚数が少ないことが分かる。IIで記したとおり、東京以外の分の火災保険特殊地図に関しては都市整図社以外では見られないために、各市・町のどの範囲において存在するかは不明だが、かなり限定された範囲であると推測できる。

なお、方位は戦前・戦後分ともに正確に記されている。

(2) 地図記号

火災保険特殊地図は火災保険会社に提供する目的で作製されたため、火災の危険性が高いか逆に防火に関する材質・施設・器具などが地図記号として記されている。図3は火災保険特殊地図を購入する際に提供される凡例であるが、これによるとコンクリート造りやレンガ造りといった耐火建築物、ラズ張りや土蔵造りといった防火建築物、可燃質葺・亜鉛葺・スレート葺・瓦葺・藁葺といった木造建築物など、建物・屋根の素材を把握することができる。また、一棟の建物に複数の商店が入るなどの木造長屋や建物の階数の把握が可能である。しかしこれらは戦後分に関しては明確に把握できるものの、戦前分に関しては、建物の中の記号が読み取れない場合、凡例にない記号が記されている場合²¹⁾、記号が記されず耐火・防火・木造以下の詳細事項がまったく不明な場合²²⁾があり、必ずしも統一された図式で作製されているわけではない。塀については不燃質・板・生垣、橋については鉄・コンクリート・木・土といった素材が把握できる。その他では、消火栓・火災報知機・火の見櫓といった器具や施設が記されており、火災の危険性が高い繁華的な商業施設である劇場、映画館、寄席、芸妓置屋、カフェなどの分布も把握できる。また、火災保険と直接関係のない鉄道路線や路面電車の軌道、路面電車やバスの停留所など一般的な地図情報も記されている。

戦後分の火災保険特殊地図については現在の住宅地図のように商店名や居住者名が記されているが、戦前分についてはそれらは所々に記されているのみとなっている。

このように、戦前分の火災保険特殊地図は地図情報の記載が不十分な部分が多いのに対して、戦後分に関してはかなり凡例の地図記

号通りの地図情報が記されている。それでも、通常の第〇区(区名)、No.〇(方面図名)、A~〇という以外の形式で書かれている場合や、通常は右下に記される方面図番号(上記No.に該当)が記されていない場合など、形式が不統一な場合も多い。また、耐火・防火・木造の区別ができない場合²³⁾や、商店・居住者名、建物用途・素材など詳細な情報が記されていない場合²⁴⁾など、地図情報が不十分な場合も若干見られる。また、戦前分の火災保険特殊地図には軍事施設が記されていない場合がある。

IV. 火災保険特殊地図を用いた市街地復元の可能性

(1) 密集市街地の復元

火災保険会社に提供する目的で作製された火災保険特殊地図の大きな特徴の一つとして、建物・塀・橋などの素材や長屋の分布から、密集市街地の土地利用を復元できる点があげられる²⁵⁾。戦前の東京における密集市街地の研究は地理学においても木内²⁶⁾によって行われているが、ここでは密集住宅地区の分布をドットで示すマクロな空間スケールについて分析を行っており、建物の素材や分布といった詳細な分析の報告はこれまで見ることができない²⁷⁾。火災保険特殊地図は以上の点に関して密集市街地の実態を把握する資料として貴重である。

(2) 歴史的町並の復元

IV(1)で述べた密集市街地は問題地区としてとらえられているが、建築学の山本・土久が指摘しているように、これまで防火性能の面で低く評価されていた木造建物が近年では文化的・社会的に評価されるようになった²⁸⁾。その上で山本・土久は、伝統的な建物形態の指標として、建物については木造・非木造といった素材や、真壁造・蔵造・大壁造といった造り、屋根の形態などを取り上げ、塀につ

いては種類や間口などを取り上げて分析している。これらの分類は火災保険特殊地図における建物・屋根や塀の素材の分類に対応したものではないものの、木造と非木造の区別、土蔵造りの建物、屋根の素材、塀の素材や間口などの把握は可能である。過去の町並の復元図は、歴史的事実に即した町並を整備する際には有効に活用されるべきものであり、また町並の保存地区を画定する際の資料としても有効であると考えられる。前掲の山本・土久の研究においても伝統的建造物群保存地区の範囲画定要因のうち歴史的・文化的要因には「絵図等に基づく歴史的範囲」があげられている。

(3) 建物用途の復元

火災保険特殊地図は火災保険会社へ提供する目的で作製されたために、ⅡやⅢ(1)で述べた通り繁華街を重要な対象地としており、繁華街的な用途に関しては建物に明記されている。火災保険特殊地図は戦前・戦後分を通して凡例にあるD(住宅)、S(商店)、K.K(株式会社)、S.K(商会)、OF(事務所)が明記されていない場合が多く、全ての建物において用途を復元することはできないが、繁華街としての建物用途の復元は可能である。戦後分の火災保険特殊地図に関しては、現在の住宅地図と同様に商店名や居住者名が全ての建物において記されているため、全ての建物において用途の復元が可能である。管見する限り、東京ではまとまった範囲において住宅地図の類が出版されるのは1958年以降²⁹⁾であり、それ以前の建物用途を復元するための唯一の資料として貴重である。

戦前の建物用途の復元に関しては限定的にならざるを得ないが、戦前の浅草区にあった新堀小学校の同窓会では、同校の百周年記念として戦前分の火災保険特殊地図に昭和19年～20年3月時の居住者名を記して、学区内の住宅地図を作成している³⁰⁾。このように、戦

前や戦後間もなくの時期における詳細な土地利用を具体的な建物を単位として復元した地図は、学問的な関心のみならず、その地域に住む人や働く人などに強い関心を与え得るものであり、特に地域住民を中心としたまちづくり活動が活発である近年では、そのような傾向がますます強まる可能性があるといえる。正井・洪³¹⁾による関東大震災以前の東京の土地利用図において使用されている「新式 商業地図」も、多くの商店名が掲載されているものの地図は番地単位で描かれており³²⁾、個々の建物を単位とするようなミクロスケールで復元するには火災保険特殊地図が有効である。

V. 火災保険特殊地図を用いた市街地復元の事例

(1) 戦前分の事例

以下では、火災保険特殊地図を用いた市街地復元の事例を、東京の神楽坂地区³³⁾を対象として紹介する。神楽坂地区は、明治中期から高度経済成長期にかけて料亭街として賑わい、料亭が減少した現在でも多くの飲食店が集まっている³⁴⁾。また、料亭街において今でも多く残っている木造建造物や、料亭街において形成された路地の石畳や黒塀が作りだしている景観は、現在でも神楽坂地区に関わる人々によって好まれている³⁵⁾。そのため、密集市街地や歴史的町並、繁華街における建物用途の復元を試みる事例としては好例であると考えられる。

なお、火災保険特殊地図を用いた復元図を図4～図7に示すが、これはより正確な実測に基づく地図をベースとして復元している。戦前分は、地割と地番が描かれている内務省地理局作成の5,000分の1東京実測図(1895年)³⁶⁾をベースとして、1931年の地籍図³⁷⁾を用いて当時の地割を復元し、これに火災保険特殊地図の建物を記述した。戦後分は、1967年の3,000分の1地形図(飯田橋)をベース

に、火災保険特殊地区の建物を記述した。

まず、戦前分（神楽坂地区の場合は1937年）の火災保険特殊地図を用いて、建物用途を復元したのが図4である。これによると、待合や芸妓置屋がA・B街区を充填して料亭街を形成している。喫茶店は相対的に少なく、日本的な歓楽街としての性格がみられる。しかし、この当時は既に神楽坂通りや本多横丁沿いではほとんどを商店で構成していたにもかかわらず³⁸⁾、「その他」の建物が多

いのは、戦前分の火災保険特殊地図を用いた建物用途の復元の限界を示している。

次に、建物・屋根の素材や塀の素材と長屋の分布に着目して密集市街地の復元を試みたのが図5である。これによると、当時における耐火もしくは防火建造物は神楽坂通り沿いで若干見られるほかはほとんどが木造建造物である。塀の素材も板塀のみで不燃質塀はまったく見られない。また、A・B街区内の料亭街を中心に長屋として利用している建物

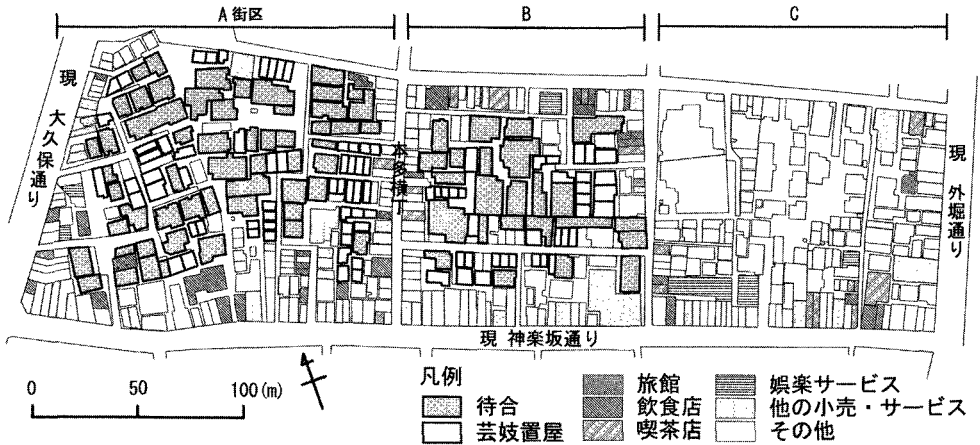


図4 1937年の神楽坂地区の建物用途

資料) 火災保険特殊地図 牛込区No.2 (1937年), 5,000分の1東京実測図 (1895年), 地籍図 (1931年) より作成。

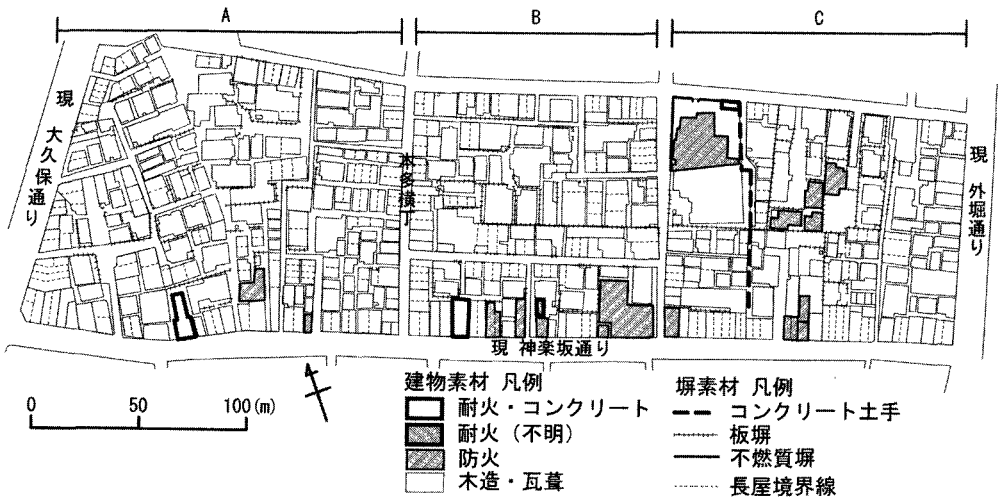


図5 1937年の神楽坂地区における建物・塀の素材と長屋の分布

資料) 火災保険特殊地図 牛込区No.2 (1937年), 5,000分の1東京実測図 (1895年), 地籍図 (1931年) より作成。

が多く、密集市街地が形成されている。料亭街以外では、神楽坂通りや本多横丁沿いといった商店街においても多くの建物が一棟を分割して利用しており、間口の狭い商店が並んでいる様子が把握できる。しかし、Ⅲ(2)で記した通り、戦前分の火災保険特殊地図において多く見られる事例として神楽坂地区における戦前分の火災保険特殊地図は、建物の素材を把握するための記号が未記入もしくは不明であり、建物・屋根の素材について耐

火・防火・木造以下の建物素材の詳細情報については把握することはできない。

(2) 戦後分の事例

戦後分（神楽坂地区の場合は1952年）の火災保険特殊地図を用いて、建物用途を復元したのが図6である。全体的に所々に空地が見られ、戦災復興の途上期の状況が読み取れるが、A・B街区には多くの芸妓置屋や飲食店が建てられており歓楽街を復興させている。

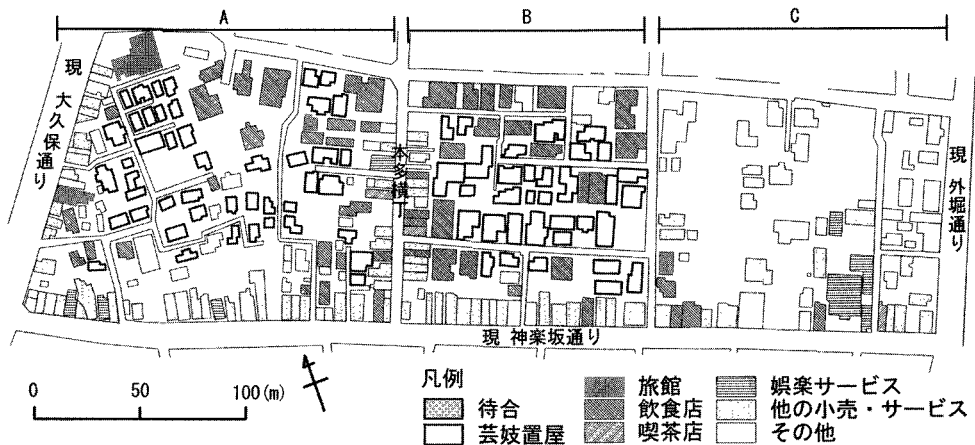


図6 1952年の神楽坂地区の建物用途

資料) 火災保険特殊地図 四区No.10 B, C, E (1952年), 3,000分の1地形図(飯田橋, 1967年)より作成。

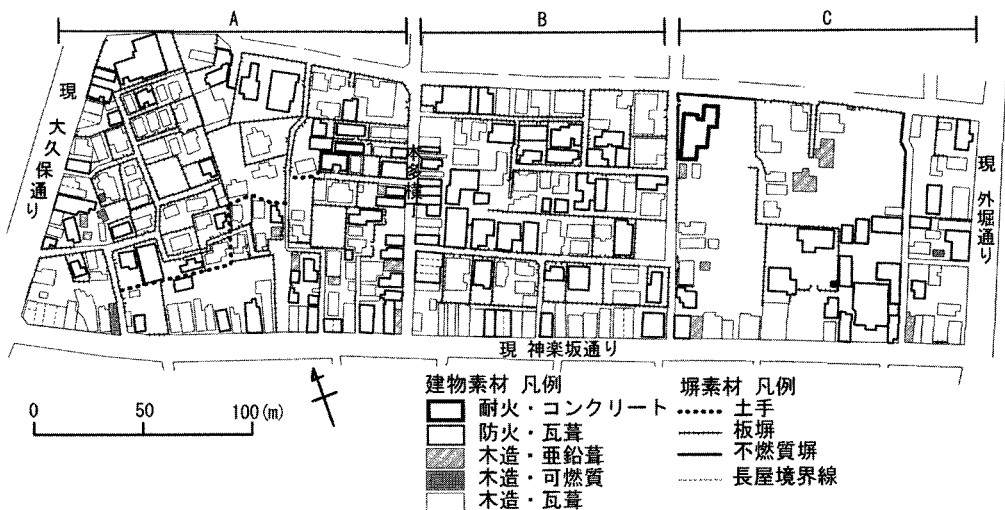


図7 1952年の神楽坂地区における建物・塀の素材と長屋の分布

資料) 火災保険特殊地図 四区No.10 B, C, E (1952年), 3,000分の1地形図(飯田橋, 1967年)より作成。

街区内のほとんどの飲食店は凡例中の料理家であり、このほとんどが料亭であると推測できるが、火災保険特殊地図の分類上では判別できない。しかし戦前分とは違い戦後分の火災保険特殊地図には現在の住宅地図と同様に商店名や居住者名が記されており、建物用途がほぼ確定できるため、繁華街の用途以外の用途である「他の小売・サービス業」として利用されている建物も復元が可能となっている。そのため、神楽坂通り沿いにおいても、飲食店、娯楽サービス店、他の小売・サービス店でほぼ充填されていることが把握でき、1952年の時点ですでに商店街が復興している状況が読み取れる。また、料亭街が形成されなかったCの街区内は、住居や工場など小売・サービス以外の用途であることが把握できる。

同じく、戦後分の火災保険特殊地図を用いて戦前分と同じ観点により密集市街地の復元を試みたのが図7である。戦前分の1937年の時点と比較すると、長屋として利用されている建物が大幅に減少し、密集市街地としての実態は改善されているといえる。また、耐火建造物は依然として少ないものの、防火建造物はかなり増加している。それでも、細い路地が張り巡らされているA・B街区には木造建造物も多く建てられており、現在も問題となっている木造建造物密集市街地の戦後の復興期における実態を把握できる。塀の素材は依然として板塀が多く、戦前と比較してもA・B街区内の料亭街ではより多くの板塀が張り巡らされている。

VI. おわりに

大縮尺地図は多様で詳細な地図情報を提供してくれる地図である。火災保険特殊地図は、600分の1、1,000分の1などという大縮尺で描かれているにもかかわらず、これまで実態が知られなかった。本稿では、この火災保険特殊地図のもつ本来の特徴を検討し、市

街地の復元を試みることによって、歴史地理学的資料としての有効性について考察した。

火災保険特殊地図はほぼ個人的規模によって作製・保有され、図式の統一性にも問題があり、使用する際には注意が必要である。また、東京以外の市・町に関しては、使用できる地区が限られているといった問題もある。それでも、建物・屋根や塀、橋などの分布や素材、長屋の分布、建物の用途などについて、戦前や戦後間もない時期における市街地の復元を可能とする資料として貴重であるといえよう。

本稿にて行った神楽坂地区における復元事例では、待合や芸妓置屋などの繁華街の用途の復元から、戦前における料亭街の実態や、戦後復興期における商店街や料亭街復興の実態を把握することができた。また、木造建造物や長屋の分布状況が、戦前から戦後にかけて改善されているものの、戦後においても依然として危険性が残されていた実態や、その反面として現在は景観的には評価されている木造建造物や板塀が、戦前・戦後ともに料亭街に多く分布していた実態などを把握することができた。このように、大縮尺地図である火災保険特殊地図を用いたことにより、建物の用途や素材などこれまでの地籍図や都市計画用で作成された大縮尺地形図では把握することができない詳細な土地利用の復元が可能となった。また、これまでは戦前などの土地利用を復元するには番地や町・丁目単位で行われてきたのに対して、建物の一軒一軒の用途を復元することは、抽象化する作業がともなわないために、都市的土地利用を極めて具体的に示すことになる。このような詳細で具体的な土地利用の復元は、学問的な意義のみならず、個人的な興味を喚起させ得るものとして社会的にも意義あるものといえよう。

これまで、火災保険特殊地図が使用されてこなかった大きな理由の一つとして、一般的に資料を見る機会がほとんどなかった点があ

げられるが、東京都立中央図書館では、東京分に関しては戦前分・戦後分を通して、2004年までに全てを集めており、火災保険特殊地図を使用する環境は整ってきた。東京以外の市・町に関しては、依然として簡単には目にする事ができない状況であることは残念だが、火災保険特殊地図は、少なくとも東京における歴史地理学的研究のための有効な資料となり得るであろう。

(日本大学・院)

〔付記〕

本稿の内容は、2004年度の日本地理学会秋季学術大会(於・広島大学)の際の「地籍図類による景観復原研究グループ」および2005年度の歴史地理学会大会(於・奈良大学)において発表した内容に加筆・修正したものである。これらの機会において、岡島 建先生、河原典史先生、斎藤忠光先生、水田義一先生、山田 誠先生からは貴重な御指摘を頂きました。調査の際には、都市整図社の方に多くのヒアリングの機会を設けていただきました。正井泰夫先生からは本稿でも紹介した「新式商業地図」についての御指導を頂きました。佐野 充先生をはじめ日本大学地理学教室の先生方には、終始御指導を頂きました。以上の方々にご心より御礼申し上げます。

〔注〕

- 1) 中西僚太郎「明治～昭和初期の千葉県における民間地図の種類と記載内容の特色」, 地理学研究報告集12, 2001, 21～35頁。
- 2) 山根 拓「近代日本の民間地図に関する地理学的考察—北陸地方における都市図の事例から—」, 日本地理学会発表要旨集59, 2001, 15頁。
- 3) 岡島 建「近代の商工地図とその利用—神奈川県を例を中心に—」, 国土館大学文学部人文学会紀要34, 2001, 99～115頁。
- 4) 関戸明子「鳥瞰図に描かれた伊香保温泉の景観」, えりあぐんま8, 2002, 23～40頁。
- 5) 品田光春「民間地図に描かれた油田景観—「西山油田図」を事例として—」, 地理誌叢45-2, 2004, 60～68頁。
- 6) 乙部純子「開港から居留地撤廃にいたる横浜図の変遷とその画期—民間図を中心に—」, 地図42-1, 2004, 1～19頁。
- 7) 下記の報告によると、関東大震災前後に作製された3,000分の1の地形図が、東京の都心部から横浜にかけて存在するが、現在は自由に閲覧できる状態ではない。しかし、同図を現在の東京23区において網羅する『帝都地形図』が、2005年3月20日に之潮から発売されている。清水靖夫「昭和10年代に作製された東京西郊の3千分の1地形図について」, 地図34-1, 1996, 1～11頁。天野宏司「文献紹介 清水靖夫編『多摩地形図』」, 歴史地理学46-5, 2004, 44～45頁。
- 8) 東京都江戸東京博物館編『ヤミ市模型の調査と展示』(東京都江戸東京博物館調査報告書第2集), 1994。
- 9) 東京都中央区立京橋図書館編『中央区沿革図集 [月島篇]』, 1994。
- 10) 波多野陽介・小泉秀樹・大方潤一郎「江戸組屋敷跡地における空間構造及び土地所有形態の継承性に関する研究」, 日本都市計画学会学術研究論文集35, 2000, 91～96頁。
- 11) ①岡島 建「山田 誠:大縮尺地図と名簿資料に見る近代日本の都市」, 人文地理53-1, 2001, 76～80頁。
②山田 誠「近代日本の大縮尺都市図」『近代日本の大縮尺都市図に関する基礎的研究』(平成13年度～平成16年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(2))研究成果報告書), 2005, 1～18頁。
- 12) 前掲1) 21頁。
- 13) ただし、個人情報保護の観点から、本稿では戦後分の事例(図2)については筆者が若干の加筆を行っている。
- 14) 戦後分の火災保険特殊地図の下部には「日本火保図株式会社」とある。
- 15) 面積測定器具としてのプランメーターを、特殊な技術により用いた。
- 16) 2005年3月に東京都立中央図書館に対して行ったヒアリングより。
- 17) 管見の限りでは、前掲11) ②6頁で紹介されている水戸市の分が、茨城県立図書館に

- 所蔵しているのみである。同報告書82頁より。
- 18) 例外として品川区のNo.51は600分の1となっている。東京都立中央図書館所蔵の『火災保険特殊地図索引』には、旧35区内の縮尺は750分の1と記されているが、都市整図社へのヒアリングによると、原図は750分の1で作製されたが、大縮尺であるために使い勝手が悪く、1,000分の1に縮小している。
 - 19) 例外として中央区No.1日本橋方面のみは1,200分の1図が存在するが、同様の地区でも600分の1地図が存在する。
 - 20) 表3は都市整図社が保有している火災保険特殊地図の一覧をまとめた同社保有の資料に掲載されている市・町を取り上げているため、現在は同社に存在せず、他の場所で保有されているような場合は、その市・町分は含まれていない。前掲17) で取り上げた水戸市の方は表3には含まれていない。
 - 21) 本稿において事例とした神楽坂地区においても、凡例には存在しない「ヌ」や「マ」と読み取れる記号が多数存在するが、これが何を示すかは現在の都市整図社の方でも不明であるという。
 - 22) 当時は一階建ての建物もかなり多かったと推測され、麴町区No.31, No.32, No.34などでも、木造瓦葺一階建てを示す建物の輪郭線が細線で「ヒ」の記号が記されている建物が多く描かれている。しかし、木造瓦葺二階建てを示す建物の輪郭線が細線で文字記号がない建物が地図中の建物のうちかなりの割合を占め、一階建てを示す「ヒ」の記号が記されている建物が一つも見られない地図が多く存在する。この場合、記号が記入されなかっただけであって実態を示していない可能性が高い。本稿で対象としている神楽坂地区でも同様の点が指摘できる。
 - 23) 八重洲一～六丁目・日本橋通一～三丁目・日本橋江戸橋一～三丁目方面、京橋・本石町・室町・本町・横山町・馬喰町方面がこれに該当する。
 - 24) 泉岳寺方面がこれに該当する。
 - 25) 他の大縮尺地図として、東京都首都整備局の3,000分の1（のちに東京都都市計画局の2,500分の1）地形図は建物を単位とし、住宅地図は建物か商店のどちらかを単位としてあらわされる場合が多いため、一つの建物を長屋として複数に分割して利用している実態の把握は、火災保険特殊地図のみで可能である。
 - 26) 木内信蔵「都市密集住宅地区の地理学的研究序論 特に東京市に於ける分布に就て」、地理学評論17, 1941, 555～576頁。
 - 27) 四谷区谷町における詳細な調査の報告書は、戦中の統制により出版されなかったという。木内信蔵『地域概論—その理論と応用—』、東京大学出版会、1968, 331頁。
 - 28) 山本 明・土久菜穂「伝統的建物の形態面からみた保存地区画定手法に関する研究 第一報 地区画定の課題と伝統性判別指標の抽出」、日本建築学会計画系論文集515, 1999, 173～178頁。
 - 29) 1958年以降に住宅協会編『東京都全住宅案内図帳』が出版されている。
 - 30) 新堀小学校同窓会『新堀小学校開校百年記念「通学区内住宅図復刻図」』、新堀小学校同窓会事務局、2001。
 - 31) 正井泰夫・洪 忠烈「震災前東京の土地利用復元図」（正井泰夫『江戸・東京の地図と景観：徒歩交通百万都市からグローバル・スーパーシティへ』、古今書院、2000）。
 - 32) 磯村政富編『新式商業地図 東京市 牛込区』、東京書院、1914, により確認。
 - 33) 本稿においては、現在の神楽坂1丁目から5丁目のうち神楽坂通り（早稲田通り）以北を、神楽坂の中でも最も特徴をあらわしている地区として、「神楽坂地区」とし復元の対象とする。
 - 34) 牛垣雄矢「東京の内部地域における商店街の歴史的变化—神楽坂を事例として—」、地理誌叢45-1, 2003, 17～30頁。
 - 35) 例えば、神楽坂の商店主や神楽坂に関心をもつ人々で構成されている「神楽坂地区まちづくり会」によって、1994年に制定された新宿区長へ報告されたまちづくり憲章においては、五箇条のうちの第一条には「坂と

石畳のみちを中心に、歩く人にやさしいまちをつくります」とある。

- 36) 『明治前期内務省地理局作成地図集成第1巻 都市図編』, 柏書房, 1999。
- 37) 内山模型製図社編 『東京市牛込区地籍図』, 1931。
- 38) 下記の資料は、数人の古老の記憶から関東大震災以前の神楽坂の商店分布を復元した

地図で、ここに描かれている商店名が1937年の火災保険特殊地区の建物分布と一致するため、信憑性の高い復元図であると考えられる。新宿区立図書館資料室編「神楽坂通りの図 古老の記憶による震災前の形」『神楽坂境界の変遷（江戸期から大正期まで）』, 1970。

Characteristics and Use of Fire Insurance Maps as Large-Scale Maps in the Showa Period

Yuya USHIGAKI

This paper discusses the validity of historical geography data of fire insurance maps by examining their cartographic information.

During the Showa period, fire insurance maps were made between the 1930s and the 1960s as 1:600 or 1:1,000 large-scale maps. These maps were produced by personal company through the orders of fire insurance companies. Therefore, those maps were difficult to be maintained during World War II. They have hardly been known to many people because they have not been sold to public.

These maps were made in 23 wards of Tokyo, both prior to and after World War II. In Other places a few were made. These maps contained the information of the equipments and material necessary to extinguish fires. In particular, they contained information on restoring building components, such as roofs and walls, land use of busy quarters, and terraced house distribution. Some maps, however lack such information.

Fire insurance maps are effective in reconstructing land use in the case of crowded settlements, historical landscapes, and busy quarters. The case study of Kagurazaka district in Tokyo revealed the decrease of crowded settlements, increase of fireproof buildings and reconstruction of *ryotei* (Japanese restaurants) districts between 1937 and 1952.

Fire insurance maps can supply detailed and concrete data that documentary data could not supply. These characteristics prove that fire insurance maps are effective data sources for historical geography.

Key words: fire insurance maps, large-scale maps, historical geography data, Showa period, Tokyo